

平成30年度の短期給付事業の事業運営について

平成30年度の短期給付事業の運営については、当組合が、平成29年度から全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が実施する短期給付財政調整事業及び短期給付特別財政調整事業の適用組合であり剰余金等の積立ができない中で、支出負担である前期高齢者支援金が増加（対前年度：401,498千円増）することに伴い、高齢者医療制度への拠出金等が大幅に増加（前年度比：114.4%）する見込みです。

このことから、短期給付事業の健全な運営を図るため、平成30年度は、所要財源率を前年度より13.9%引上げ118.1%に設定し運営することになります。

この所要財源率の引上げに伴い所属所の負担金率は、6.95%増加し59.05%となります。

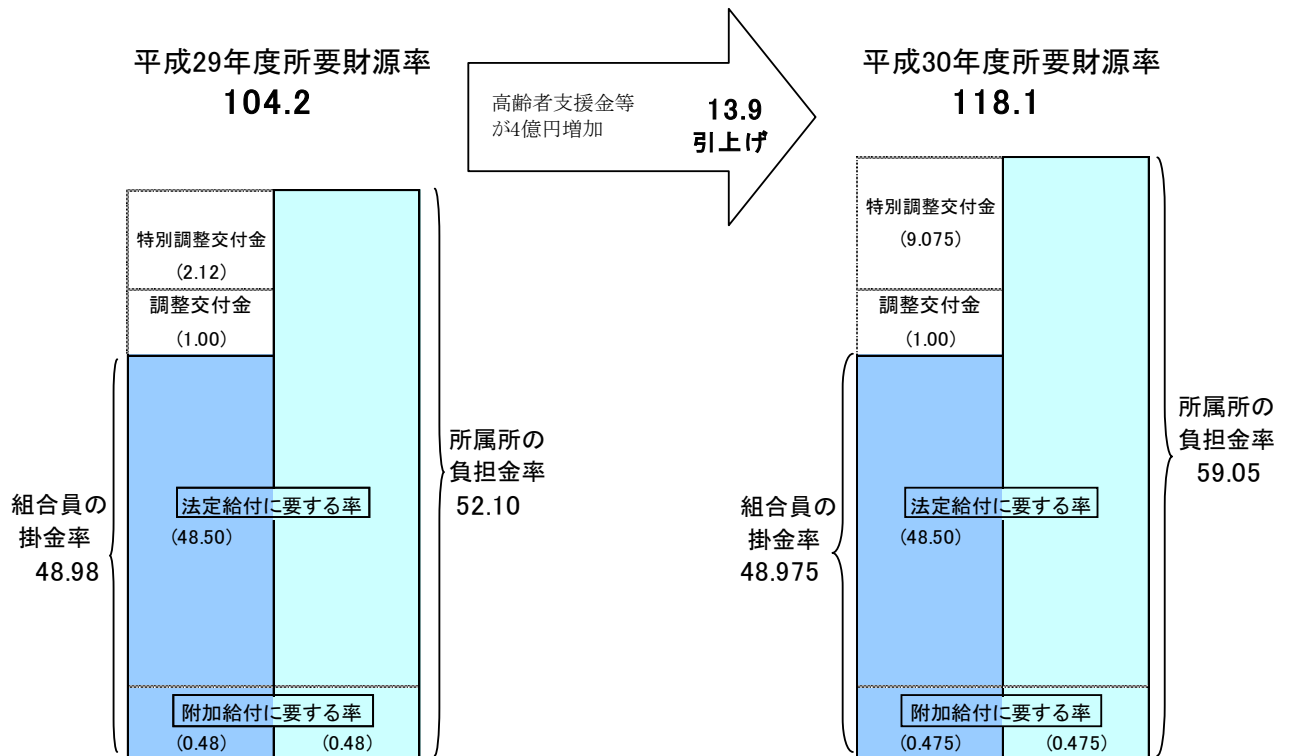
なお、組合員の掛金率については、平成29年度に引き続き市町村連合会が実施する短期給付財政調整事業及び短期給付特別財政調整事業の適用を受けることにより、調整交付金に相当する率（1.0%）及び特別調整交付金に相当する率（9.075%）を控除した率48.975%となり、組合員の掛金の負担軽減を図ることになります。（別紙参照）

このような状況に伴い、今まで以上に医療機関等への適正受診及び健康の保持増進に努めていただくよう組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

(別紙)

平成30年度 短期給付の掛金率・負担金率(%)

平成30年度も全国市町村職員共済組合連合会が行う、「短期給付財政調整事業」及び「短期給付特別財政調整事業」の適用を受け、組合員の掛金の負担軽減を図ることになります。



◎ 短期給付財政調整事業と短期給付特別財政調整事業

全国市町村職員共済組合連合会の構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するため、法定給付に要する掛金率に一定の上限を設け、法定給付に要する掛金率が上限を上回る場合に、該当する共済組合が全国市町村職員共済組合連合会から調整交付金・特別調整交付金を受ける制度です。

なお、平成30年度の当共済組合の法定給付に係る掛金率は58.575%であるため、調整基準率：48.5%、特別調整基準率：49.5%を超える部分については、それぞれ、調整交付金、特別調整交付金として交付されます。